

## 株式会社、NPO等による学校経営の解禁

### ．規制（改革）の状況

#### 1．全国における状況

特に「大学院レベルの社会人のための職業実務教育等の分野」への株式会社等の参入について、平成15年度中に結論。

#### 【総合規制改革会議「第2次答申」(平成14年12月12日)】

##### <教育分野における株式会社等の参入>【平成15年度中に検討・結論】

株式会社など国・地方公共団体や学校法人以外の民間主体による教育分野への参入については、会計制度などによる情報開示制度、第三者評価による質の担保及びセーフティネットの整備等を前提に、教育の公共性、安定性、継続性の確保に留意しつつ、特に大学院レベルの社会人のための職業実務教育等の分野について、その在り方を検討すべきである。

#### 2．特区における状況

改正特区法が施行される平成15年10月1日より、地方公共団体が教育上等の特別なニーズがあると認める場合には、「株式会社」及び「不登校児童生徒等の教育を行うNPO法人」の学校の設置を認める。

このうち小中高等学校の設置については、認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行う。(現行制度下では、都道府県知事が、私立学校審議会の意見を聴いて認可。)

**【構造改革特別区域推進本部「構造改革第2次提案に対する政府の対応方針」  
(平成15年2月27日)】**

**<株式会社による学校設置の容認> (番号816)**

地方公共団体が教育上または研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。その際、情報公開・第三者評価の実施、セーフティネットの構築を図る。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。

**<不登校児童生徒等の教育を行うNPO法人で一定の実績等を有するものの学校設置の容認> (番号817)**

地方公共団体が不登校児童生徒等に対する教育について特別なニーズがあると認める場合には、不登校児童生徒等の教育を行うNPO法人で一定の実績等を有するものの学校の設置を認める。その際、情報公開・第三者評価の実施、セーフティネットの構築を図る。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。

**【構造改革特別区域法の一部を改正する法律案・新第12条及び13条関係】**

**<法律案要綱・学校教育法の特例>**

認定構造改革特別区域における特別の事情等に応ずるため、株式会社又は不登校児童生徒等を対象とした教育を行う特定非営利活動法人は学校を設置することができることとし、当該学校が高等学校以下である場合には認定構造改革特別区域を設定した地方公共団体の長が設置認可等を行うものとすること。この場合において、学校を設置する株式会社又は特定非営利活動法人は業務状況書類等を備え置き、閲覧を可能とするものとし、認定構造改革特別区域を設定した地方公共団体は当該学校の評価を行い、及び当該法人の経営に著しい支障の生じた場合等における在学する者の転学のあっせん等の必要な措置等を講ずるものとすること

## **．残された課題とその論点**

「株式会社、NPO等による学校経営」については、今次「改正特区法案」において相当な特例措置が認められ、「特区における改革の進捗」に対しては、当会議としても評価。

しかしながら、「全国における改革」については、未だに「社会人向け職業実務教育等」しか対応がなされておらず、「**今後は、特区における今次成果を早急に全国展開**するとともに、**「特区においても、なお残された課題」としての以下の2点について、早急に規制改革を行うことが必要。**」それらの論点を整理すれば、以下のとおり。

### **1．学校に関する「公設民営方式」の導入**

国・地方公共団体の設置した学校（国立・公立学校）について、地方公共団体等が、株式会社・NPO等に対し、包括的な管理・運営を委託すること（「管理委託事業」）を解禁

#### **【文部科学省の反対理由】**

- ・ 公立学校等の管理・運営について、株式会社を含む第三者に包括的に委託することは、学校設置者としての「責任放棄」であり、到底認められない。（学校法人に委託することも認められない。）

#### **【当会議の考え方】**

- ・ 保育所・ケアハウス・特別養護老人ホームなど、他の分野では既に公設民営形式が認められているところであり、学校に限って、公設民営を導入することが設置者の「責任放棄」になるとは言い難い。
- ・ 現に地方公共団体から出されている特区提案は、地域の教育のレベルアップを図るものであって、責任を放棄しようとするものではない。
- ・ 例えば、地方公共団体が株式会社等との委託契約の締結に際し条件を付すことができるようにするなど、学校設置者が責任を果たし得るような措置を講じることによって、責任放棄との懸念は払拭される。（特養ホームの公設民営を認めた現行特区法においても、同様の規定あり。）

## 2. 株式会社等と学校法人とのイコールフットिंगの確保

### 株式会社等に対する私学助成、優遇税制の適用など

#### 【文部科学省の反対理由】

- ・ 学校経営は非営利性が原則であることから、憲法第89条（教育等に関する公金支出は公の支配に属するもの（学校法人等）のみに可能）との関係もあり、困難。

#### 【当会議の考え方】

- ・ 経営主体が株式会社等であるだけで、私学助成金や優遇税制（注）の対象とされず、その分授業料が高つくというのは、教育サービスを受ける学生の立場から見て、不公平。
- ・ 私立学校振興助成法は、私学助成の対象を原則学校法人としていながらも、附則第2条で、特殊学校・盲聾学校・養護学校・幼稚園については、学校法人を目指す当分の間（5年間）学校法人以外の者にも助成することを許容しており、実際に、学校法人以外の私立学校にも助成金が交付された実例あり。

（注）学校法人に関する優遇税制の概要

#### 【国税】

##### 法人税

- ・ 非課税（収益事業を除く）
- ・ 収益事業の扱い：税率22%
- ・ みなし寄付金（収益事業から本来事業への繰入）の損金算入率50%  
（当該金額が年200万円未満の場合は200万円）

所得税、登録免許税 非課税

#### 【地方税】

住民税、事業税、事業所税（収益事業に係るものを除く） 非課税

不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税（目的外不動産を除く） 非課税

その他、学校法人に対して寄附を行う法人・個人に対する優遇措置あり。

「構造改革特区に関する当会議（規制改革特区WG）と文部科学省との意見交換会」（2月7日）における関係部分の抜粋（要約）

（注） は当会議、 は文部科学省

## 1. 学校に関する「公設民営方式」の導入

保育所、特養ホームなどは既に公設民営が認められているところであり、学校だからといって公設民営を導入したとしても設置者の「責任放棄」になるとは言えない。現に地方公共団体から出されている提案は、地域の教育のレベルアップを図るものであって、責任を放棄しようとするものではない。

百歩譲って、仮に、文部科学省が、地方公共団体が土地や施設等を学校法人などの第三者に提供することを「公設民営」と定義するのであっても、地方公共団体と学校法人との間で可能なことを、今や株式会社等との間で行えない理由はないはず。

株式会社等の直接学校経営が解禁されれば、その様子を見てから判断したい。

## 2. 株式会社等と学校法人とのイコールフットINGの確保

経営者が株式会社等であるだけで私学助成金が交付されず、その分授業料が高くつくというのは、教育サービスを受ける学生の立場から見て、不公平。

株式会社等が私学助成を受けるためには、憲法89条問題をクリアして公の支配に属したものとする必要がある。このためには、当該株式会社等が学校教育法・私立学校法上の諸規制の適用を受け、憲法の要請に必要な非営利性・公益性を確保する必要あり。

諸規制と言うのは、どの部分か。

資料を提出する。

私立学校振興助成法は、私学助成の対象を原則学校法人としていながらも、附則第2条で、特殊学校・盲聾学校・養護学校・幼稚園については、学校法人を目指す当分の間（5年間）、学校法人以外の者にも助成することを許容している。これと憲法89条との関係はどうなっているのか。本条を適用された者は、全て学校法人になったのか。本条の適用実態（学校法人以外の者で私学助成を受けた者）の詳細を教示願いたい。

議員立法でもあり、本条文の趣旨が必ずしも明らかではないが、個人立、宗教法人立、一般の公益法人の幼稚園などであった。ほとんどが学校法人となったが、まだならずに残っているものもある。5年でなれなかったものには補助を打ち切っている。いずれにせよ、法的に色々な経緯があったと聞いており、法的問題・適用実態について、整理して報告する。

# 医療・教育分野等への株式会社参入について

---

平成14年12月13日

総合規制改革会議 議長

宮内 義彦

# 原則論

現在、医療・教育・福祉・農業などの公的関与の強い分野（いわゆる「官製市場」）においては、社会性、公益性が高いという理由から、株式会社によるサービスの供給が制限・禁止されている。

しかしながら、これらのサービスについて、仮に「高い社会性と公益性」を担保する必要があるのであれば、サービス供給主体の経営形態について事前の制限を設けるのではなく、むしろ、情報公開、第三者評価といった仕組みなどの事後チェックルールの整備により対応すれば足りる。

むしろ、多様化する消費者・生活者ニーズに的確に対応していくためには、株式会社という経営形態の有するメリット（資金調達の円滑化、経営の近代化・効率化、投資家からの厳格なチェックなど）に着目し、これらの分野についても株式会社の参入を認め、多様な経営主体を市場参加・競争させるべきである。これにより、質の良いサービスが幅広く供給されるようになる。

なお、いずれの分野においても、当然のことながら、全法人が株式会社化されることを強制するものではない。株式会社のサービスを楽しむか否かはあくまで利用者の選択によるものである。

# 規制改革の突破口たる特区制度の最大限活用

医療・教育・福祉・農業の分野につき、株式会社による参入が全面的に可能となるよう、前身の委員会を含め、これまでも総合規制改革会議として関係各省、各団体との間で、長時間にわたる多くの議論を費やしてきたところ。

それでも様々な理由により、関係各省は、未だに「どうしても困難」という結論。そうであれば、次期通常国会等において特区法を改正し、「特区における一点突破」で先行的に株式会社参入を可能とすることを、政府全体として決断すべき時期。

少なくとも教育分野については、「株式会社による学校経営」のニーズは高い。

・ 今年の7月から8月に行われた特区の「第1次提案募集」において、10を超える自治体から「株式会社による学校経営」に関する要望あり。

(千葉県、茨城県、愛知県、和歌山県、熊本県、鶴岡市、港区、杉並区、三鷹市、横須賀市等)

・ 来年1月までの「第2次提案募集」においては、更に多くの自治体や民間企業から手が挙がる予定。教育産業やフリースクール経営者など、潜在的な民間ニーズは極めて大きく、有望な新規市場開拓分野。

# 大学経営への株式会社参入について

## 1. わが国の現状

- ✓ 大学の設置者の資格については、国及び学校法人のみに限定されており、現在、**株式会社の参入は認められていない** (学校教育法第2条)。

## 2. 海外の事例 (米国)

### 米国の規制体系

- ✓ **株式会社が設置する大学を含め、営利・非営利を問わず、大学の設置が可能。**

### 米国の営利目的大学 (株式会社設置大学の例)

- ✓ 大学では全体の8%、短大では全体の28%の学校が営利企業によるもの。
- ✓ アポログループによるフェニックス大学など民間会社が運営主体となる新しい形の高等教育機関が台頭
- ✓ **学生数5000人を超す大規模な営利目的大学は8校**にのぼる。
- ✓ 特徴としては、ビジネスや医療、コンピュータサイエンス、コミュニケーションなど、**市場ニーズに即応した実践教育により、実用的な学位を授与。**

### 具体例

会社名	生徒数	収益 (1997)	プログラム
Apollo Group Inc	60,000人	284M \$	フェニックス大学を中心にビジネス、医療、情報科学
De Vry Inc	48,000人	308	ビジネス、技術関連、MBA、公認会計士準備コース
ITT Educational Service Inc	25,800人	262	技術関係の学士、準学士
Educational Management Group	19,000人	183	ヘルスケア、ビジネス、写真、ファッションの準学士等

【出典】文部科学省、テクノリサーチ研究所

### 3. 株式会社参入が制限されていることによる問題点

- ✓ 現在大学の設置が認められている国、地方公共団体、学校法人のいずれも、公益性が優先され営利の追求が認められていないため、市場を通じた大学間の競争が行われず、経営努力が行われない。

教育サービスの公益性のみが過度に重視されることにより、特定の専門分野（ビジネス、医療、コンピュータサイエンス等）に関する教育ニーズへの対応は二の次になってしまう

実践的教育を行う営利大学を社内に招致する、社内研修を大学の単位の一部として認証してもらうなど、民間企業との提携が柔軟に行えない。

資金調達の多くを国に依存することとなるため、国の規制と相俟って、教育サービスの内容は画一的となり、大規模な展開が困難。

### 4. 株式会社参入の効果（メリット）

- ✓ 市場ニーズに対応し、経営努力を行うことが要求され、教育市場の活性化及び大学経営の効率化が図られる。

教育市場における競争の中で、経済や社会のニーズに応えた実践的な教育サービスを提供することが求められ、また柔軟かつ迅速に対応することが必要。

市場ニーズに対応するため、また大学間の競争原理の中で、新しい教育手法の導入が行われやすい（インターネット教育、他の教育機関との連携等）。

資金市場から広く資金を集め、特定の専門分野に集中して大規模な展開を行うことが可能。

他方、投資家による市場評価を受けることにより、効率的な大学経営が求められ、コスト削減が図られる。

### 5. 総合規制改革会議「第2次答申」における結論

- ✓ 特に、高度な専門性を要する人材の育成が期待されている分野（企業経営、法律、医療等の専門分野）において、実践的な教育を行う大学院などについて、先行的に株式会社の参入を認めていくことが重要。